

## 別紙6

### 生産基盤拡大加速化事業（乳用牛）

#### 第1 事業の内容

本事業は、都府県における生乳生産基盤の強化と輸出の拡大に向けて高品質和牛の増産を推進するため、畜産クラスター計画に基づき、第3の取組主体の構成員が乳用雌牛を増頭し、生乳及び和牛肉の増産を図るための次の取組に必要な経費を支援し、補助対象経費及び補助率は別表1及び別表2のとおりとする。

##### （1）生乳生産基盤の拡大

###### ア 生乳生産拡大計画の策定

取組主体が行う、その構成員による乳用雌牛の増頭、生乳生産基盤の拡大及び乳用牛を活用した高品質和牛増産を図るための計画の策定

###### イ 乳用牛増頭奨励金

取組主体が行う、その構成員が生乳生産拡大計画に基づく乳用初妊牛の導入により乳用雌牛を増頭する場合における当該増頭分への奨励金の交付

##### （2）事業推進

事業実施主体及び取組主体が行う、事業を円滑に推進するための取組

#### 第2 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、実施要綱第2の5に規定する公募選定団体とする。

#### 第3 取組主体

本事業における取組主体は、都府県の畜産クラスター協議会又はその他の団体（畜産クラスター協議会の構成員又は畜産クラスター協議会の構成員から成る団体であって、（1）のアからオまでのいずれかに該当し、（2）から（5）までの基準を満たすものに限る。）とする。

##### （1）その他の団体の対象者

###### ア 事業協同組合

イ 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）

ウ 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人（定款において畜産の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。）

エ 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営に

についての規約の定めがある団体に限る。)

- オ 3戸以上の農業を営む個人又は2以上のアからエまでに規定する団体が構成員となっている任意団体であって、次の（ア）及び（イ）の要件を満たすもの
- （ア）組織及び運用についての規程を定めていること。
- （イ）事業実施及び会計手続を適正に行う体制を有していること。
- （2）畜産クラスター計画の達成に向け、本事業により受益する構成員の取組を取りまとめ、収益力の向上に取り組むこと。
- （3）地域へ貢献する意思を有し、地域や他の畜産関係者との連携を図り又は図る見込みであること。
- （4）将来にわたり、畜産クラスター協議会のうち畜産クラスター計画に基づき取組を行う畜産を営む構成員に対し、技術指導等を継続して行っていること。
- （5）畜産クラスター計画の目的の実現のために行う取組が、取組主体以外の者との継続的な連携により行われるものとして位置付けられていること。

#### 第4 事業の要件等

##### 1 事業の要件

- （1）第1の（1）のアの生乳生産拡大計画は、クラスター計画に基づく以下のアからエまでの全ての内容を含むものとする。
- ア 取組主体の構成員が乳用初妊牛を導入し、生乳生産量を拡大する取組を取りまとめたものであること
- イ 性別精液や性別受精卵を活用し、後継牛の確保に取り組むものであること
- ウ 生乳生産量を拡大するため、飼養管理の改善や、供用期間の延長等に取り組むものであること
- エ 和牛受精卵（別紙7別添2の要件を満たすもの）移植を活用した高品質な和子牛の生産に取り組むものであること
- （2）第1の（1）のイの奨励金の交付対象者は、以下のアからウまでの全ての要件を満たす酪農経営体とする。
- ア 事業実施年度の前年度の12月時点における24か月齢以上の乳用雌牛飼養頭数が120頭以下であること
- イ 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業のうち施設整備事業を活用し、増頭に取り組んでいる者又は取り組もうとしている者については、実施計画書において増頭羽数効果として設定した目標頭数を達成していること

ウ 取組主体の構成員であり、少なくとも5年以上、地域において酪農生産を継続することが見込まれること

エ 原則として、事業実施年度の前々年度の12月時点から前年度の12月時点の間に24か月以上の乳用雌牛飼養頭数を増頭した者、又はその頭数を維持した者であること。ただし、事業初年度の参加者、別表3に定める乳用牛の事故等により乳用雌牛頭数を維持できないことがやむを得ないと認められる者、又は事業実施年度の前年に乳用牛を飼養していない者であって、新たに乳用牛の飼養を開始する者は、この限りでない。

(3) 第1の(1)のイの奨励金の交付対象となる乳用牛は、乳用雌牛の初妊牛に限るものとする。

(4) 第1の(1)のイの奨励金の交付対象となる乳用牛の導入は、次のいずれかの方法によるものとする。

ア 家畜市場における購入

イ 都道府県又は市町村の職員その他畜産に関する学識経験者等を構成員とした評価委員会において市場価格等を勘案し適正な評価を受けた価格による購入

(5) 第1の(1)のイの奨励金の交付対象となる乳用雌牛の頭数は、次のア又はイのうちいづれか少ない方の頭数とし、1経営体当たり60頭を上限とする。

ア 事業実施年度の12月時点における24か月齢以上の乳用雌牛飼養頭数(120頭を超える場合は、120頭)から、事業実施年度の前年度の12月時点における24か月齢以上の乳用雌牛飼養頭数を差し引いた頭数

イ 事業実施年度の前年度の1月1日から事業実施年度の12月31日までに(4)の方法により導入した乳用初妊牛の頭数(国又は独立行政法人農畜産業振興機構から乳用初妊牛の導入に係る補助金の交付を受けた頭数を除く)

## 2 家畜共済等の積極的な活用

取組主体は、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、本事業を活用して増頭を図る構成員に対し、農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく家畜共済等への積極的な加入を促すものとする。

## 第5 目標年度及び成果目標

実施要綱第5の2の農林水産省生産局長(以下「生産局長」という。)が別に定める本事業の目標年度及び成果目標は次のとおりとする。

### 1 目標年度

目標年度は、事業実施年度の翌年度として設定するものとする。

## 2 成果目標

生乳生産量及び和牛受精卵移植数の増加に係る定量的な指標を設定するものとする。

## 3 取組主体の成果目標

取組主体は、生乳生産拡大計画において、構成員の個々の経営の生乳生産量及び取組主体の和牛受精卵（別紙7別添2の要件を満たすもの）移植数を事業実施前年度から10%以上増加する目標を設定するものとする。

## 第6 事業実施手続

### 1 事業実施計画等

- (1) 事業実施主体は、別記様式第1号により事業実施計画を作成し、基金管理団体に提出するものとする。
- (2) 基金管理団体は、(1)により提出のあった事業実施計画について取りまとめ、生産局長に提出し、その承認を受けるものとする。
- (3) 本事業については、事業実施計画が承認された月の初日から行われる取組について補助の対象とする。
- (4) 基金管理団体は、(2)の承認を受けた場合は、その旨を事業実施主体に通知するものとする。
- (5) 事業実施主体は、(2)で承認を受けた事業実施計画に次に掲げる重要な変更がある場合には、(1)から(4)までに準じて変更の承認を受けるものとする。

ア 事業内容の追加、中止又は廃止

イ 事業実施主体における事業費の30%を超える増減又は補助金の増若しくは30%を超える減

ウ 事業実施主体の変更

- (6) 事業実施主体は、実施する事業の趣旨・内容・仕組み、取組主体等の選定及び生乳生産拡大計画に関する事項、消費税及び地方消費税の取扱い、補助金の交付手続、実施状況の報告、事業の評価その他の必要な事項を定めた事業実施要領を作成し、(1)の事業実施計画書と併せて、基金管理団体へ提出するものとする。

- (7) 基金管理団体は、(6)により提出のあった事業実施要領について、(2)の事業実施計画と併せて生産局長へ提出し、その承認を受けるものとする。基金管理団体は、これらの承認を受けた場合には、その旨を事業実施主体に通知するものとする。

また、事業実施要領の変更についても同様とする。

- (8) 取組主体は、(6)で事業実施主体が別に定める事業実施要領に基づき、

生乳生産拡大計画を作成し、事業実施主体に提出してその承認を得るものとする。

## 第7 様式等

- 1 基金管理団体は、別表1及び2の経費のうち本事業に直接必要なものについて、基金の範囲内で事業実施主体に補助するものとする。
- 2 補助の対象となる経費は、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものとする。

なお、その経理に当たっては、別表1及び2の費目ごとに整理するとともに、他の事業等の会計と区分して経理を行うものとする。

### 3 補助の対象とならない経費

事業の実施に必要な経費であっても、次の経費は補助の対象とならないものとする。

- (1) 国の他の助成事業で支援を受け、又は受ける予定となっている取組の経費
- (2) 事業終了後も利用可能な汎用性の高い備品の購入経費
- (3) その他当該事業の実施に直接関連のない経費

## 第8 事業実績の報告

- 1 取組主体は、事業実施年度の翌年度の5月末までに別記様式第2号の事業実績報告書を作成し、事業実施主体に報告するものとする。
- 2 事業実施主体は、1の報告を取りまとめ、別記様式第3号の事業実績報告書を作成し、事業実施年度の翌年度の6月末までに生産局長及び基金管理団体の長に報告するものとする。

## 第9 事業の成果等

- 1 実施要綱第5の2の生産局長が別に定める本事業の事業評価は、事業実施主体が自ら評価し、第5の1の目標年度の翌年度の7月末日までに、別記様式第4号により事業の成果報告書を作成し、生産局長及び基金管理団体の長に報告するものとする。
- 2 1により報告を受けた生産局長は、事業の成果報告書の報告内容について、点検評価し、必要に応じて、事業実施主体を指導するものとする。
- 3 事業実施主体は、2の指導内容に応じ、取組主体を指導するものとする。

## 第10 管理運営

### 1 管理運営

事業実施主体及び取組主体は、本事業により補助金を受けて整備した機器等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

## 2 指導監督

事業実施主体は、本事業の適正な推進が図られるよう、取組主体に対し、適正な機器等の管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、事業実施主体は、関係書類の整備、家畜等の管理、処分等において適切な措置を講じるよう、取組主体を十分に指導監督するものとする。

別表1（第1及び第7関係）

補助対象経費	補助率
1 生乳生産基盤の拡大 (1) 生乳生産拡大計画の策定 取組主体が行う、その構成員による乳用雌牛の増頭及び生乳生産基盤の拡大を図るための計画の策定に必要な経費 (2) 乳用牛増頭奨励金 取組主体が行う、その構成員が生乳生産拡大計画に基づき乳用初妊牛を導入し乳用雌牛を増頭する場合における当該増頭分への奨励金の交付	定額  27.5万円/頭以内 〔ただし、購入価格が27.5万円/頭以下の乳用牛については、購入価格を上限とする。〕
2 事業推進 事業実施主体及び取組主体が行う、事業を円滑に推進するための取組に必要な経費	定額

別表2  
補助対象経費

事業に要する経費は、次の費目ごとに整理することとする。

費目	細目	内容	備考
事業費	奨励金	取組主体の構成員が乳用雌牛を増頭した場合、当該増頭分に対する奨励金	
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代及びデータ通信の経費	・切手は物品受払簿で管理すること
	借上費	事業を実施するために直接必要な実験機器、実務機器等の借上経費	
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷に係る経費	
	原材料費	事業を実施するために直接必要な材料の経費	・原材料は物品受払簿で管理すること ・技術実証主体が試作品の開発や施設を改修する場合の費用も含む
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間(補助事業実施機関内)又は一度の使用によって消費され、その効用を失う少額な物品の経費 ・CD-ROM等の少額な記録媒体 ・試験等に用いる少額な器具等	・消耗品は物品受払簿で管理すること
	光熱水費	事業を実施するために直接必要な電気、ガス、水道	

		料金の経費（ただし、基本料金は除く。）	
	データ収集・処理・分析費	事業を実施するために直接必要なデータの収集・処理・分析に必要な人件費	
	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
備品費		事業を実施するために直接必要な試験・調査備品の経費（ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施主体及び取扱い業者に限る</li> <li>・取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書（原則3社以上、該当する設備備品を1社又は2社のみが扱っている場合を除く。）やカタログ等を添付すること。</li> </ul>
旅費	調査員旅費	事業を実施するために直接必要な資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施に必要な経費	
	委員旅費	事業を実施するために直接必要な会議の出席又は技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
謝金		事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること</li> <li>・事業実施主体及び取組主体に従事する者に対する謝</li> </ul>

			金は認めない。
賃金		事業を実施するために直接必要な業務を目的として本事業を実施する民間団体等が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価(日給又は時間給)の経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>雇用通知書等により本事業にて雇用したこと明らかにすること</li> <li>補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること</li> </ul>
委託費		本事業の交付目的たる事業の一部分(例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等)を他の者に委託するために必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする</li> <li>補助金の額の50%未満とすること</li> <li>事業そのもの、又は、事業の根幹を成す実務の委託は認めない</li> </ul>
役務費		事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り立たない分析、試験、加工等を専ら行う経費	
雜役務費	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
	印紙代	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付けする印紙の経費	
	社会保険料	事業を実施するために直	

		接新たに雇用した者に支 払う社会保険料の事業主 負担分の経費	
	通勤費	事業を実施するために直 接新たに雇用した者に支 払う通勤の経費	

別表3（第4の1の（5）のア関係）

事故等	要件
死亡	農場等で死亡した場合 (獣医師より検案書の交付又は農業共済において死亡事故認定を受けたものであって、と畜場で通常と畜されたものを除く。)
廃用	農業共済において以下の廃用事故認定を受けた場合 (1) 疾病、傷病によって死にひんした場合 (2) 不慮の厄災によって救うことのできない状態に陥った場合 (3) 骨折、は行、両眼失明、牛伝染性リンパ腫（以下「BL」という。）、伝達性海綿状脳症若しくは創傷性心のう炎で治癒の見込みのないもの又は放線菌症、歯牙疾患、顔面神経まひ若しくは不慮の舌断裂で採食不能となるもので治癒の見込みのないものによって使用価値を失ったとき（と畜後廃用事故を含む。）。 (4) 行方不明（盗難の場合を含む）となつた日から30日以上生死が明らかでない場合 (5) 治癒の見込みのない生殖器の疾病又は傷害であつて当該家畜に係る共済責任の始まった時以降に生じたことが明らかなものによって繁殖能力を失った場合。 (6) 治癒の見込みのない泌乳器の疾病又は傷害であつて当該家畜に係る共済責任の始まった時以降に生じたことが明らかなものによって泌乳能力を失ったことが泌乳期に明らかとなつた場合
とう汰	BL のリアルタイム PCR による定量検査等の結果、他の牛への感染拡大リスクが高い牛をとう汰した場合 (とう汰（自主とう汰を含む。）により、BL の感染拡大防止を実施し、かつ、清浄化の早期達成が見込まれる場合に限る。なお、農業共済において廃用事故認定を受けた場合を除く。)
その他	災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用又は激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）の指定を受けた市町村において、当該乳用種雌牛を飼養する畜産関連施設（6次産業化関連施設を除く。）の被害に関する罹災証明の交付を受けた場合

別記様式第1号

番 号  
年 月 日

基金管理団体の長 殿

所在地  
団体名  
代表者

令和〇年度〇〇事業実施計画及び事業実施要領（変更）承認申請について

令和〇年度において〇〇事業を実施したいので、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成28年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知）別紙6の第6に基づき、関係書類を添えて（変更）承認申請します。

（注） 関係書類として別添I及び事業実施要領を添付すること。

## 別添 I

### 1 総括表

事業名	事業内容	事業費	負担区分		備考
			国庫補助金	事業実施主体	
		千円	千円	千円	

### 2 事業の目的

### 3 事業の実施方針

(注) 本欄には、事業実施に当たっての基本的な方針、業務推進体制、業務推進方法、特筆すべき創意工夫等について記載すること。

### 4 成果目標

評価年度	成果目標の内容	成果目標値	検証方法

(注) 本欄には、事業実施主体自らが行う評価の内容等を記載すること。

## 5 事業の内容

### (1) 増頭のための計画策定計画（又は実績）

内容	選定数	補助率	事業費	補助金	備考

### (2) 増頭推進計画

内容	導入頭数	補助率	事業費	補助金	備考

## 6 その他の添付資料（任意）

別記様式第2号

令和〇年度〇〇事業実績報告書

番 号  
年 月 日

(事業実施主体) 殿

所在地  
団体名  
代表者

下記のとおり、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等実施要領（平成28年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知）別紙6第8の1の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

(注) 生乳生産拡大計画書の様式に準じ、計画と実績が比較できるように2段書きにし、上段に計画を括弧書きし、下段に実績を記入すること。

別記様式第3号

令和〇年度〇〇事業実績報告書

番 号  
年 月 日

農林水産省生産局長 殿  
基金管理団体の長 殿

所在地  
団体名  
代表者

下記のとおり、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成28年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知）別紙6第8の2の

記

1 事業の目的

2 事業の内容

(注) 事業計画の様式に準じ、計画と実績が比較できるように2段書きにし、上段に計画を括弧書きし、下段に実績を記入すること。

別記様式第4号

令和〇年度〇〇事業成果報告書

番 号  
年 月 日

農林水産省生産局長 殿

所在地  
団体名  
代表者

下記のとおり、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成28年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知）別紙6第9の1の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

（注）別添IIを添付すること。

別添II

1 基本情報

(単位：千円)

都道府県名	市町村名	取組主体名	事業費	補助金	備考

2 成果の概要

成果目標の具体的な内容	成果目標	
	計画策定時 (○年度末)	成果実績 (○年度末)
成果の検証方法（直近値及び成果の算出方法）		

(注) 生乳生産拡大計画から転記すること。

3 現状及び成果

効果	現状及び成果実績		備考
	計画策定時 (○年度末)	目標年度 (○年度末)	

4 成果の変動要因の考察及び今後の対応方針

(1) 変動要因の考察

(2) 今後の対応方針

5 その他

(注) 特記すべき事項があれば記載すること。

6 添付資料（任意）